明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○健康保険法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働三四）　一
○保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令（同三五）　二
〔告　示〕
○高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する告示（厚生労働五五）　九
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（同五六）　一二
○診療報酬の算定方法の一部を改正する告示（同五七）　二〇
○基本診療料の施設基準等の一部を改正する告示（同五八）　二五
○特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（同五九）　三〇
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同六〇）　三四
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する告示（同六一）　四九
○訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件（同六二）　五三
○訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件（同六三）　五九
○入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同六四）　五三
○健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（同六五）

省　令

○厚生労働省令第三十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十九条第一項並びに保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条及び第六条の規定に基づき、健康保険法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月五日

厚生労働大臣　武見　敬三